

(令和4年度改訂版)

旭川市若者地元定着奨学金返済補助事業による

奨学金返済補助の手引き

～補助希望者として登録を受けた方へ～



【返済補助に関するお問合せ、各手続書類の提出先】

旭川市 経済部経済総務課雇用労政係

住 所：〒070-0036

北海道旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階

電 話：0166-25-7152 (課直通)

F A X：0166-26-7093

対応時間：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。） 8：45～17：15

この補助金の目的

この補助金は本市経済の担い手となる若者の地元定着を促進することを目的とし、大学等高等教育機関を卒業後市内において就業及び居住した方が、在学中に借り入れた奨学金の返済の一部を補助するものです。

目 次

この補助金の目的	1
1 補助を受けるには？	2
2 補助の対象期間	2
3 補助金の額	2
4 登録から補助金受領までの基本的な流れ	3
5 申請手順のフローチャート	5
6 Q&A	6
7 チェックリスト	9
8 各書類の記入例	
(1) 登録応募用紙（様式第1号）※補助の応募	10
(2) 状況報告書（様式第3号）	11
(3) 交付申請書（様式第5号）	12
9 参考資料	
旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱	
旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要領	

1 補助を受けるには

就職の前年度	①大学等高等教育機関を卒業する年度に登録
就職する年度	②旭川市内の企業に就職 + ③旭川市内に居住 ↓ ②と③の完了後 ④旭川市に状況報告
就職2年目 就職3年目 就職4年目	⑤市に補助金の交付申請 → 補助金の交付 ※ 補助の対象期間が終了するまで繰り返します。

（登録を受けただけでは補助は受けられません）

2 補助の対象期間（3年間）

補助金の交付の対象となる期間は、次の日のうち最も遅い日の属する月の初日から起算して3年間になります。

- 1 登録年度の翌年度の4月1日
- 2 市内定着の日
- 3 奨学金の最初の返済日

3 補助金の額

補助金の額は、申請年度の前年度に返済した奨学金の2分の1以内で、かつ修学した高等教育機関の区分に応じ、次に定める補助上限額を限度とします。

<年度当たりの補助上限額>

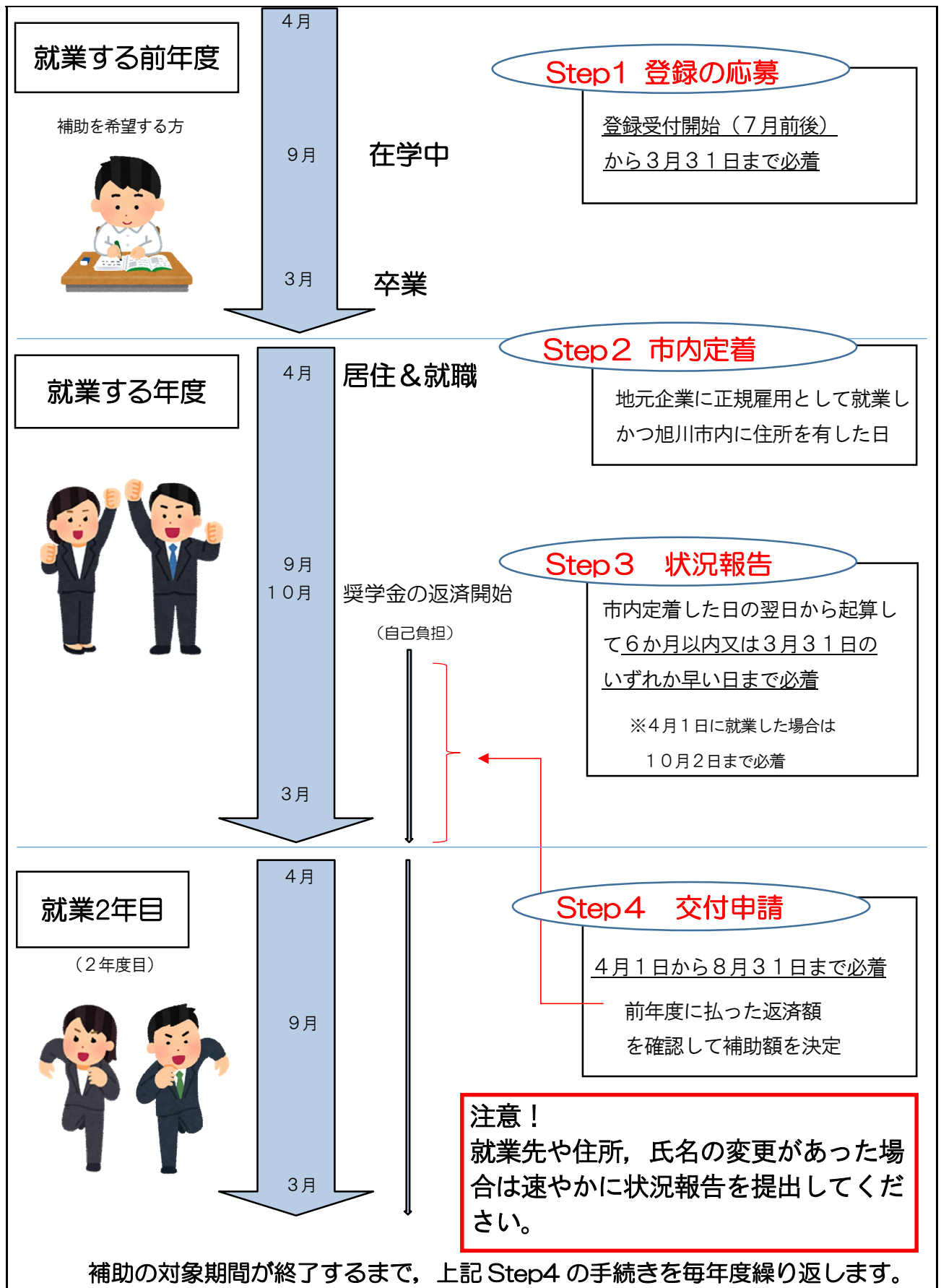
	在学中に奨学金を借り入れた高等教育機関	補助上限額（1年度当たり）
1	大学	86,000円
2	短期大学・高等専門学校・専修学校	55,000円
3	大学院（修士の学位を授与するもの）	75,000円
4	大学院（博士の学位を授与するもの）	109,000円
5	複数の高等教育機関を修学し、各機関で在学中に奨学金借入がある場合 例：短期大学及び大学、大学及び大学院（修士の学位を授与するもの）など	161,000円

・高等専門学校在学中に借り入れた奨学金については、4年次以降の借入分に係る返済のみ補助対象とします。

3年次以前においても奨学金を借り入れていた場合は、補助金額の算出に当たり按分が必要となるため個別に対応しますので、事前に旭川市へお申し出ください。

・修業年限を6年とする大学の課程（医学、歯学等を履修する課程）で5年次以降に借り入れた奨学金の返済については、「大学院（修士の学位を授与するもの）」を適用します。

4 登録から補助金受領までの基本的な流れ



(前ページの詳細)

Step 1 登録の応募

補助金の交付を受けようとする方は、市内定着を予定している年度の前年度の登録受付開始日から3月31日までに次の書類を提出してください。

- 1 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録応募用紙（様式第1号）
- 2 奨学金の借入を証する書類
- 3 在学証明書又は卒業証明書（提出日以前3か月以内に発行されたもの）
- 4 住民票の写し（既卒者である場合に限る。提出日以前3か月以内に発行されたもの。）
- 5 その他市長が必要と認める書類

Step 2 市内定着

地元企業に正規雇用（移行見込みを含む。）として就業（自ら事業を営む場合を含む。）し、かつ旭川市内に住所を有していることをいいます。つまり、この2つの条件を満たした日が市内定着日となります。 ※地元企業の詳細については次ページの Q3 を参照

Step 3 状況報告

登録をされた方は、市内定着した日の翌日から起算して6か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

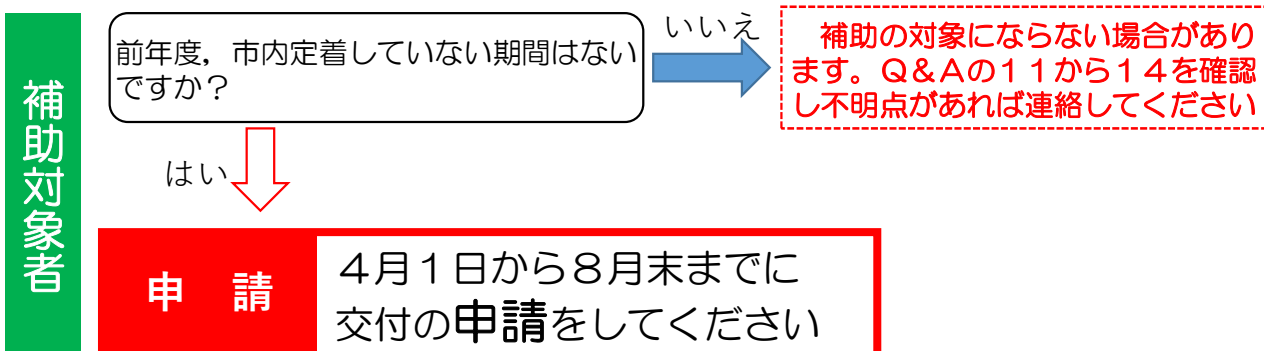
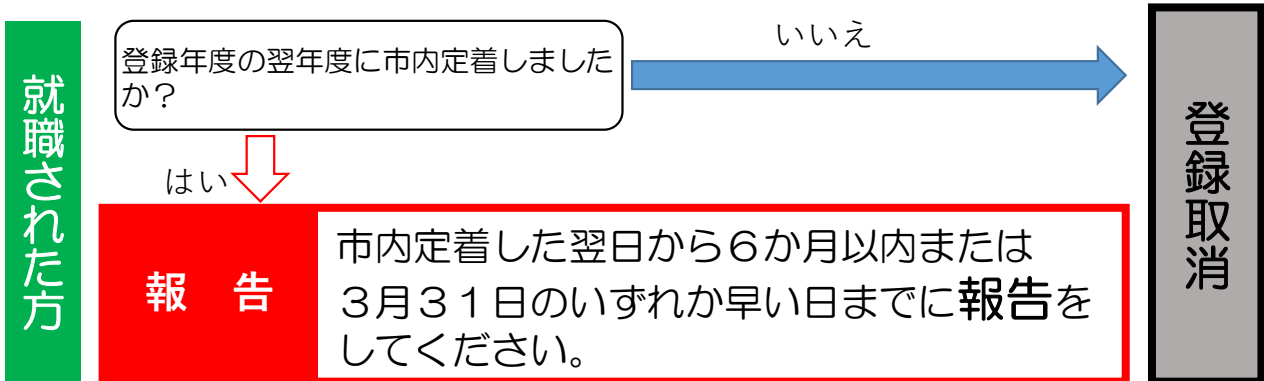
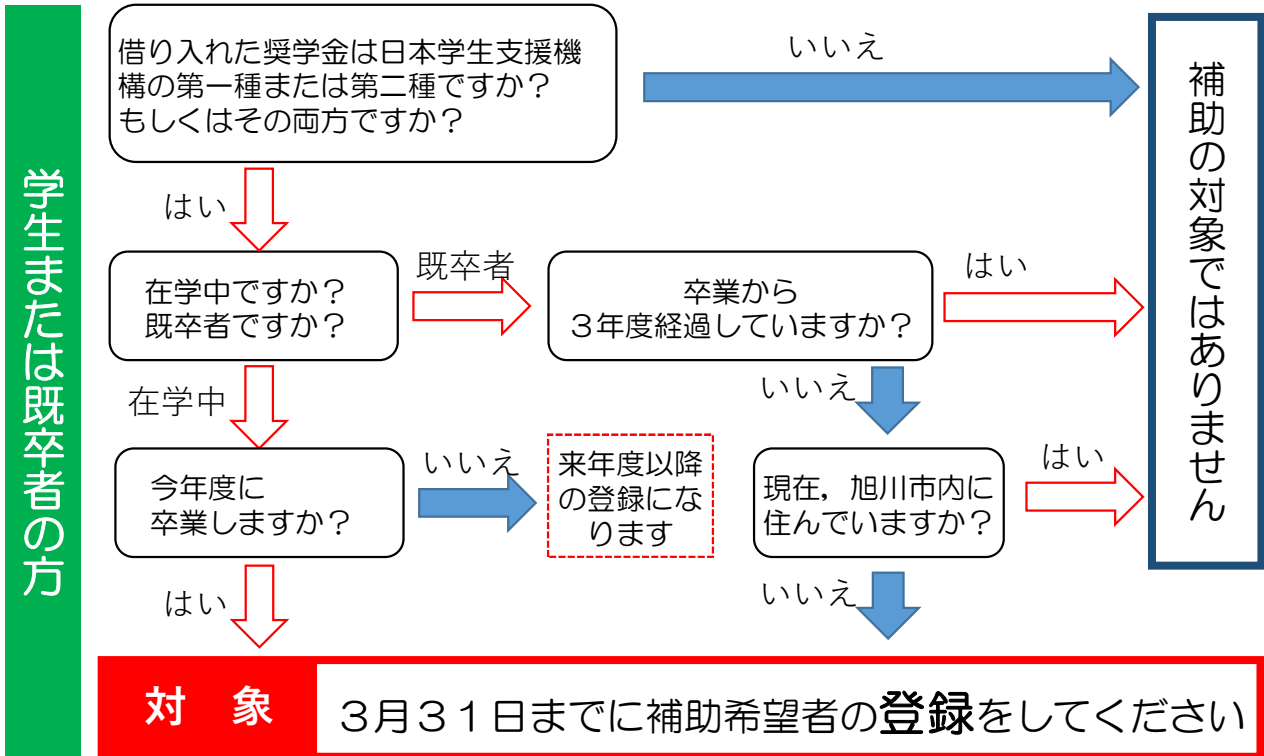
- 1 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録者状況報告書（様式第3号）
- 2 奨学金の返済予定額を証する書類
- 3 高等教育機関を卒業したことを証する書類（登録時に卒業証書を提出している場合は除く）
- 4 雇用証明書
- 5 住民票の写し（提出日以前3か月以内に発行されたもの）
- 6 その他市長が必要と認める書類

Step 4 交付申請

補助金の交付を受けようとする方は、申請年度の4月1日から8月31日までに次の書類を提出してください。

- 1 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付申請書（様式第5号）
- 2 在職証明書（様式第6号）（申請年度の4月1日以降に発行されたもの）自ら事業を営む場合は市長が別に定める書類。
- 3 住民票の写し（申請年度の4月1日以降に発行されたもの）
- 4 申請年度の前年度における奨学金の種類、返済日及び返済額を証する書類
- 5 その他市長が必要と認める書類

5 申請手順のフローチャート



6 Q&A

「登録の応募」に関するQ&A	
1	Q 「大学等高等教育機関」とは、具体的にどのような学校ですか。
	A この事業での「大学等高等教育機関」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（高等学校卒業者又はそれと同等以上の学力を有すると認定された方を対象とする課程に限ります。）、大学院をいいます。
2	Q どのような奨学金が対象となりますか。
	A 高等教育機関在学中に貸与を受けた独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金が対象となります。
3	Q 「地元企業」とは、どのような企業をいいますか。
	A 旭川市を本店又は主たる事務所の所在地とする法人をいいます。旭川市内で事業を営む個人事業主も含まれますが、公務員又はそれに準ずる法人等（独立行政法人）は除きます。
4	Q 昨年卒業し、今は市外に住んでいます。来年度、旭川市に引っ越す予定ですが、登録の応募はできますか。
	A 就業先が地元企業であれば応募できます。補助金の交付を受けようとする方は、次の要件を全て満たす必要がありますので確認してください。 ① 在学中に奨学金の借入があり、返済を予定している又は返済中であること。 ② 登録の応募を行う年度において、大学等高等教育機関の学生で卒業見込みの方、又は登録の応募をする時点で卒業してから3年度が経過していない方。 ③ 市内定着する意思があること。

「旭川市内定着」に関するQ&A	
5	Q 旭川市内で自ら事業を営む場合も補助の対象になりますか。
	A 自営業の事業承継や新規創業も補助の対象になります。ただし、登記事項証明書や確定申告書、個人事業の開業・廃業等届出書等によりその事業の実体を確認できる場合に限ります。
6	Q 札幌市に本社のある企業に就業し、旭川市内の事業所に配属となりました。この場合、補助の対象となりますか。
	A 勤務場所が旭川市内であっても、就業した企業等の本社住所が旭川市内になければ、補助の対象にはなりません。
7	Q 「公務員に準ずる法人等」とは、どのような法人ですか。
	A 「公務員に準ずる法人等」とは、総務省による独立行政法人制度の適用を受ける法人（国立病院機構、国立高等専門学校機構など。詳しくは総務省ホームページを参照ください。）や文部科学省による国立大学法人制度の適用を受ける法人の職員が該当します。

「就業や雇用」に関するQ&A	
8	Q 「就業した日」とは、いつを指しますか。
	A 雇用契約書や雇入通知書に記載されている雇用開始日です。なお、自営業の場合、登記事項証明書に記載されている法人設立日又は補助を希望する方本人が代表者として登記された日、もしくは個人事業の開業・廃業等届出書に記載されている開業日を「就業した日」として取り扱います。
9	Q 「正規雇用」とは、どのような雇用を指しますか。
	A 労働者の雇用形態、賃金体系等（例えば、労働契約の期間の定めが無く、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇級または昇格の有無）を総合的に勘案して正規雇用と判断されるものをいいます。
10	Q 正規雇用への移行見込みの有無は、どのように確認すればよいですか。
	A 雇用証明書や雇用契約書等に「正社員登用の予定あり」といった記載があることなどで、確認することができます。

「就業や居住の状況等の変更に伴う手続き」に関するQ&A	
11	Q 就業先の倒産により離職しましたが、旭川市内には引き続き居住しています。補助対象となりますか。 (<input type="checkbox"/> 市内居住) : <input type="checkbox"/> 市内就業 : <input type="checkbox"/> の場合)
	A やむを得ない事情で離職したものの市内に引き続き居住している場合、離職した日が属する年度については、その期間に返済した奨学金も補助対象となります。 ただし、次年度以降も引き続き、市内定着の要件を満たしていない場合、4月1日から補助対象期間を中断します。市内定着の要件を再び満たした場合（報告が必要となります）、それ以降の期間は補助対象期間となりますが、中断期間が1年を超えた場合は、補助希望者としての登録が取消しとなり、補助は終了します。
12	Q 旭川市内に本社のある企業に雇用されたまま、旭川市外にある支社へ転勤を命じられ、市外に転出しました。補助対象となりますか。 (<input type="checkbox"/> 市内居住) : <input type="checkbox"/> 市内就業 : <input type="checkbox"/> の場合)
	A 市内に本社がある企業での就業は続いているものの、やむを得ない事情で市外に転出した場合、転出した日が属する年度については、転出している期間に返済した奨学金も補助対象とします。 ただし、次年度以降も引き続き、市内定着の要件を満たしていない場合、4月1日から補助対象期間を中断します。市内定着の要件を再び満たした場合（報告が必要となります）、それ以降の期間は補助対象期間となりますが、中断期間が2年を超えた場合は、補助希望者としての登録が取消しとなり、補助は終了します。

13	Q 自己都合により離職（又は自己都合により旭川市外に転出）しました。補助対象となりますか。
	A やむを得ない事情と認められない理由で離職又は市外転出した場合、離職又は市外転出した日が属する年度については、市内定着の要件を満たしていた期間に返済した奨学金のみ補助対象となります。 ただし、離職又は市外転出した日が属する年度の3月31日時点で、市内定着の要件を満たしていない場合は、補助希望者としての登録が取消しとなり、補助は終了します。
14	Q 雇用されている企業で育児休暇を取得しました。休暇期間中に返済した奨学金は補助対象となりますか。
	A 産前・産後休暇，育児休暇，病気休暇など就業先が認めている休暇の取得期間については、就業している期間として取扱いますので、その期間内の返済分は補助対象となります。

※表中のQ&Aでは、補助対象期間内に生じることが想定される変更の例とその基本的な取扱いをまとめています。表中の取扱いが原則ですが、変更が生じた時期や理由など状況によっては、この取扱いにより難しく個別に判断・対応させていただく場合もありますので、就業先や住所や氏名に変更が生じるときは速やか「状況報告書」を旭川市へ提出してください。

7 チェックリスト

大事な事項なので、申請前に口にチェックを入れて確認してください。

- check 1 返済補助の対象となる奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構第一種・第二種奨学金のみです。
- check 2 本社や本店の住所が旭川市でない企業等や、公務員などは対象外です。
※「企業等」には、会社のほか店舗、病院、施設等も含まれます。
- check 3 返済補助を受けるためには、登録を受けた翌年度の3月31日までに、地元企業に就業し、旭川市内に居住していることが必要です。
- check 4 補助対象期間の満了前であっても、補助の申請手続きを怠った場合、又は補助の要件を満たさなくなった場合は、原則補助は受けられません。
- check 5 令和4年度から申請書等の書類の受付期間を拡大しましたが、締切の1ヶ月前を目安に余裕を持って提出してください。
提出期限を過ぎた場合は、登録ができない若しくは登録が取り消しになります。

注意事項

補助金の交付の対象となる方の要件の一つに「貸与を受けた全ての奨学金の返済を延滞していないこと」とあります。収入減などにより返済が滞ると予想される場合は、前もって日本学生支援機構に相談（猶予制度など）してください。そのほか、困ったことや分からないことがありましたら市に相談してください。

8 各書類の記入例

様式第1号

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録応募用紙

申請日

(宛先)旭川市長

標記補助金の交付を受けたいので、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて応募します。

応募者

ふりがな	あさひかわ たろう	ふりがな記入もれ注意
氏名	旭川 太郎	
住所	〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階	
電話番号	0166-25-7152	
メールアドレス	〇△@city.asahikawa.lg.jp	
生年月日	〇△年 △月 △日	

修学先及び卒業した高等学校

名称	〇△△大学	
所在地	旭川市〇△条通〇△丁目	
卒業・修了時期	2023年 3月	
卒業した高等学校	名称	△〇△高等学校
	所在市町村	北海道 旭川市
	卒業時期	2019年 3月

対象奨学金

奨学金種別 <small>※該当するものに○</small>	借入期間	月数	借入金額(借入残額)
第一種・第二種	2019年4月～2021年3月	24月	960,000円
第一種・第二種	2021年4月～2023年3月	24月	480,000円
第一種・第二種	2019年4月～2023年3月	48月	2,880,000円
※上記3件以上の奨学金の借入がある場合、未記載分を合算して借入金額を記載			500,000円
合計借入金額(借入残額)			4,820,000円

就業希望

旭川市内での就業予定時期	2023年 4月
旭川市内で就業を希望する業種 <small>※該当するものに○(複数選択可)</small>	1. 建設業 2. 製造業 3. 情報通信業 4. 運輸業 5. 卸・小売業 6. 金融業, 保険業 7. 学術研究, 専門・技術サービス業 8. 宿泊業, 飲食サービス業 9. 生活関連サービス業, 娯楽業 10. 教育, 学習支援業 11. 医療, 福祉 12. サービス業 13. その他()

添付書類

- 奨学金の借入を証する書類(既卒者である場合は、奨学金返済残額を証する書類)
- 在学証明書(提出日以前3か月以内に発行されたもの。既に卒業している)
- 住民票(既卒者である場合に限る。提出日以前3か月以内に発行されたもの)

提出前に、添付する書類の□内に
レ点を記入し確認してください。

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録者状況報告書

報告日 ○△年 △月 △日

(宛先)旭川市長

標記補助金の交付を受けたいので、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第9条各項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

登録者

登録決定通知書(様式第2号)の氏名の下に記載がある登録番号を記入。

ふりがな	あさひかわ たろう
氏名	旭川 太郎
補助希望者登録番号	令和△年度第 17号
現住所	〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階
電話番号	0166-25-7152
メールアドレス	○△@city.asahikawa.lg.jp

就業先

企業名 ※自ら事業を営む場合は屋号名	株式会社 △○○
本店所在地 ※自ら事業を営む場合は事業を行う場所	旭川市6条通10丁目

対象奨学金

別添、「奨学金の返済予定額を証する書類」のとおりに	添付枚数	
---------------------------	------	--

添付書類

【初回報告時に必要なもの】

- 奨学金の返済予定額を証する書類(スカラネットの「奨学生番号ごとの詳細情報」, 貸与奨学金返還確認票等)
- 高等教育機関を卒業したことを証する書類(登録時に未提出の場合のみ必要)
- 雇用証明書(様式第4号)(自ら事業を営む場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し)
- 住民票の写し(ただし、提出日以前3か月以内に発行されたもの)

なお、上記太枠欄の事項について、要綱第9条第3項各号のいずれかに該当する場合は、本様式を用い、改めて報告してください。

【要綱第9号第3項の規定に該当する場合に必要なもの】

(1)就業先の変更

《前就業先》

- 在職証明書(様式第6号)
(自ら事業を営む場合は、直近の確定申告書の写し。ただし、確定申告書の写しを提出できない正当な理由がある場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し)

《現就業先》

- 雇用証明書(様式第4号)(自ら事業を営む場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し)
- 在職証明書(様式第6号)
(自ら事業を営む場合は、直近の確定申告書の写し。ただし確定申告書の写しを提出できない正当な理由がある場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し)

(2)旭川市外への転居を伴う転勤

- 在職証明書(様式第6号)(自ら事業を営む場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し)
- 住民票の写し(ただし、提出日以前3か月以内に発行されたもの)

(3)住所又は氏名の変更

- 住民票の写し(ただし、提出日以前3か月以内に発行されたもの)

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付申請書

申請日 ○△ 年 △ 月 △ 日

(宛先)旭川市長

標記補助金の交付を受けたいので、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、就業及び居住状況等の確認のため必要な限度において、旭川市が就業先又は関係部局に照会を行うことに同意します。なお、申請の内容に事実と相違があることが判明した場合は、補助金の決定の取消しに応じます。

申請者

ふりがな	あさひかわ たろう
氏名	旭川 太郎
補助希望者登録番号	令和△ 年度第 17 号
現住所	〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階
電話番号	0166-25-7152
メールアドレス	○△@city.asahikawa.lg.jp

就業先

別添、「在職証明書」(様式第6号)のとおり。※自ら事業を営む場合は確定申告書	年度の間に6, 666円を6回払った場合。
--	-----------------------

当該年度の奨学金の交付申請額

補助対象期間	2023 年 10 月 1日～ 2024 年 3 月 31 日	
返済合計額	39,996 円	
交付申請額算出根拠	返済合計額	
	A 39,996 円	B 19,998 円
	× 1/2 =	
補助上限額(要綱別表1及び2のうち該当する額)		
C 86,000 円	BとCを比較して低い方の額 19,998 円	
補助金交付申請額	19,998 円	

添付書類

- 在職証明書(様式第6号, 各申請年度の4月1日から申請日までに発行されたもの)
自ら事業を営む場合は直近の確定申告書の写し。ただし確定申告書の写しを提出できない正当な理由がある場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し。
- 住民票(各申請年度の4月1日から申請日までに発行されたもの)
- 申請年度の前年度における奨学金の種類, 返済日及び返済額を証する書類
(奨学金の返済に使用している口座の返済履歴, 日本学生支援機構が発行する入金一覧表 等)

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱【令和4年度登録以降】

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年者や優秀な人材の旭川市外への流出を食い止めるとともに、地元企業への就業による地域への定着を促すことで本市経済の担い手となる人材を確保するため、大学等高等教育機関へ進学した者が卒業後に旭川市内に定着した場合に在学中に借り入れた奨学金の返済に対して補助を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における各用語の定義は次のとおりとする。

(1) 高等教育機関

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。以下同じ。）、専修学校（専門課程に限る。以下同じ。）、大学院をいう。

(2) 奨学金

高等教育機関在学中に貸与を受けた独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金をいう。

(3) 地元企業

旭川市を本店又は主たる事務所の所在地とする法人又は旭川市内で事業を営む個人事業主をいう。

(4) 正規雇用

社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等（例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇級又は昇格の有無）を総合的に勘案して正規雇用と判断されるものをいう。

(5) 市内定着

地元企業に正規雇用（移行見込みを含む。）として就業（自ら事業を営む場合を含む。）し、かつ旭川市内に住所を有していることをいう。ただし、公務員又はそれに準ずる法人等（独立行政法人等）の職員として就業している場合は除くものとする。

(6) 既卒者

高等教育機関を卒業した年度から3年度を経過していない者をいう。ただし、第8条に規定する登録を受けようとする年度と同一年度に卒業する者は除く。

(7) 年度

地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる会計年度をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 高等教育機関の在学中に奨学金の借入があること。
- (2) 貸与を受けた全ての奨学金の返済を延滞していないこと。
- (3) 市内定着していること。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、次に掲げる日のうち最も遅い日の属する月の初日から起算して3年間とする。

- (1) 第8条第3項に規定する登録を決定した日の属する年度（以下「登録年度」という。）の翌年度の4月1日
- (2) 市内定着した日
- (3) 奨学金の最初の返済日（学生支援機構に対する願出により返済期限の猶予が認められた場合は、猶予後の返済開始日とする。ただし、登録年度の翌年度の3月31日を限度とする。）

(補助金の交付期間)

第5条 補助金は、前条に規定する補助対象期間において年度毎に交付するものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助金の交付を受けようとする年度（以下「申請年度」という。）の前年度（補助対象期間に限る。）に返済した奨学金の額とする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、かつ補助対象者が修学した高等教育機関の区分に応じ、1年度当たり別表1及び2に定める補助上限額を限度とし、予算の範囲内において決定する。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助対象期間を通算した補助上限額は、別表1及び2に定める1年度当たりの補助上限額に3を乗じた額とし、これを超えることができない。

(補助希望者の登録)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助希望者」という。）は、市内定着を予定している年度の前年度において市長が別に定める期間内に次の書類を市長に提出し、登録を受けなければならない。

- (1) 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録応募用紙（様式第1号）
- (2) 奨学金の借入を証する書類（既卒者である場合は奨学金返済残額を証する書類）
- (3) 在学証明書（提出日以前3か月以内に発行されたもの。既に卒業している場合は、卒業したことを証する書類）
- (4) 住民票の写し（既卒者である場合に限る。提出日以前3か月以内に発行されたもの。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助希望者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 高等教育機関の在学中に奨学金の借入があり、返済を予定している又は返済中であること。
- (2) 前項に規定する登録の応募を行う年度において、次のいずれかに該当していること。

ア 高等教育機関の学生で卒業見込みの者

イ 旭川市外に住所を有している既卒者

(3) 市内定着する意思があること。

3 市長は、第1項に規定する登録の応募があったときは、当該応募内容の審査及び必要に応じて行う調査等により登録の可否を決定するものとする。

4 市長は、登録を決定したときは、登録通知書（様式第2号）により補助希望者に通知するものとする。

5 市長は、登録しないことを決定したときは、その旨を書面により補助希望者に通知するものとする。

6 市長は、第3項に規定する登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）が登録を受けた年度（以下「登録年度」という。）の翌年度の3月31日までに市内定着しないときは、当該登録を取り消すものとする。

（登録者の状況報告）

第9条 登録者は、登録年度の翌年度において、市内定着した日の翌日から起算して6か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を市長に提出しなければならない（以下「状況報告」という。）。

(1) 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録者状況報告書（様式第3号）

(2) 奨学金の返済予定額を証する書類

(3) 高等教育機関を卒業したことを証する書類（前条第1項第3号に規定する書類として既に提出している場合は除く。）

(4) 雇用証明書（様式第4号）（自ら事業を営む場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は履歴事項全部証明書等の事業の実体が確認できる書類）

(5) 住民票の写し（提出日以前3か月以内に発行されたもの）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、登録者が状況報告を行わないときは、前条第3項の規定に基づく登録を取り消すものとする。

3 状況報告を行った者が、次の各号のいずれかに該当するときは、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金登録者状況報告書（様式第3号）により、速やかにその旨を市長に報告をしなければならない。

(1) 就業先の変更があったとき

(2) 旭川市外への転居を伴う転勤があったとき

(3) 住所又は氏名の変更があったとき

（交付の申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする登録者（以下「交付申請者」という。）は、申請年度の4月1日から8月末日までに次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付申請書（様式第5号）

(2) 在職証明書（様式第6号）（申請年度の4月1日以降に発行されたもの）又は前年分の確定申告書の写し（自ら事業を営む場合に限る。ただし、正当な理由がある場合は、事業の継続を別の書類で確認できるものとする。）

- (3) 住民票の写し（申請年度の4月1日以降に発行されたもの）
- (4) 申請年度の前年度における奨学金の種類、返済日及び返済額を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請者は、申請年度の4月1日において、前年度の4月1日から途切れることなく第3条第3号に規定する要件を満たしていなければならない。ただし、要件を満たしていない期間が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の申請をすることができるものとする。

- (1) 自己都合によらない離職
- (2) 自己都合によらない旭川市外への転居を伴う転勤
- (3) 天災、傷病その他補助対象者等の責めに帰さない事情
- (4) 上記各号の規定によらない理由で、要件を満たしていない期間が3か月以内の期間であり、当該年度の前年度の3月31日時点で要件を満たしていると認められる場合
- (5) その他市長が認める場合

3 市長は、交付申請者が申請年度ごとに第1項に規定する補助金の交付を申請しないときは、第8条第3項の規定に基づく登録を取り消すものとする。

（交付の決定）

第11条 市長は、前条に規定する交付の申請があったときは、当該申請内容の審査及び必要に応じて行う調査等により補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、理由を示して条件を付することができるものとする。

（交付決定等の通知）

第12条 市長は、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第7号）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、理由を示してその旨を書面により交付申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第13条 交付申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して7日以内に、補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付が決定した者（以下「補助決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該年度における補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないとき
- (2) その他偽りや不正の手段により補助金の交付を受けたとき

2 市長は、前項に規定する取消しを決定したときは、理由を示してその旨を書面により補助決定者に通知し、第8条第3項の規定に基づく登録を取り消すものとする。

(交付の時期)

第15条 補助金は、第11条の規定による補助金の交付決定を行った後において交付するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

(関係書類の整備等)

第17条 補助決定者は、補助対象期間内における奨学金返済に係る支出を明らかにした書類等を整備し、最終年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならないものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めのあるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱の施行日前の登録者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年7月7日から施行する。

別表 1 (第 7 条関係) 1 年度当たりの補助上限額

	在学中に奨学金を借り入れた高等教育機関	補助上限額 (1 年度当たり)
1	大学	86,000 円
2	短期大学	55,000 円
3	高等専門学校	55,000 円
4	専修学校	55,000 円
5	大学院 (修士の学位を授与するもの)	75,000 円
6	大学院 (博士の学位を授与するもの)	109,000 円

※高等専門学校在学中に借り入れた奨学金については、4 年次以降の借入分に係る返済額のみ補助対象とする。(以下同じ。)

※学校教育法第 87 条第 2 項の規定により修業年限を 6 年とする大学の課程 (医学、歯学等を履修する課程) における 5 年次以降の借入分に係る奨学金の返済については、上表中「大学院 (修士の学位を授与するもの)」を適用する。(以下同じ。)

別表 2 (第 7 条関係) 複数の高等教育機関で奨学金借入がある場合の補助上限額

	在学中に奨学金を借り入れた高等教育機関の例	補助上限額 (1 年度当たり)
1	・ 短期大学及び大学 ・ 高等専門学校及び大学 ・ 専修学校及び大学	161,000 円
2	大学及び大学院 (修士の学位を授与するもの)	
3	大学院 (修士の学位を授与するもの) 及び 大学院 (博士の学位を授与するもの)	
4	大学, 並びに大学院 (修士の学位を授与するもの) 及び大学院 (博士の学位を授与するもの)	

※高等学校卒業後、複数の高等教育機関を修学し、それぞれの高等教育機関で在学中に奨学金を借り入れた場合は、全ての高等教育機関での借入に係る返済分を補助対象とする。

旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要領【令和4年度登録以降】

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金の交付に関し、旭川市若者地元定着奨学金返済補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(公務員に準ずる法人等の職員の範囲)

第2条 要綱第2条第5号ただし書に規定する「公務員に準ずる法人等の職員」とは、総務省による独立行政法人制度又は文部科学省による国立大学法人制度の適用を受ける法人の職員をいうものとする。

(返済の延滞)

第3条 要綱第3条第2号に規定する「奨学金の返済を延滞していないこと」とは、貸与を受けた奨学金に延滞金が賦課されていないことをいう。

2 前項に規定する奨学金に延滞金が賦課されたときは、要綱第8条第3項の規定に基づく登録を取り消すものとする。ただし、市長が特に認める場合はその限りではない。（この場合において、賦課された延滞金については補助対象経費から除くものとする。）

(補助対象期間内における市内定着が認められない状況となった場合の取扱)

第4条 要綱第10条第2項各号に係る取り扱いについては、別表に定めるものとする。

(特別休暇の取扱)

第5条 市長は、補助対象者等が、補助対象期間内において、就業先である地元企業が認める産前・産後休暇、病気休暇その他特別休暇を取得したときは、当該休暇の取得期間を地元企業で就業している期間として取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月7日から施行する。

この要領の施行日前の登録者については、なお従前の例による。

別表 要綱第10条第2項各号の規定に該当する場合の取り扱い

	市内定着		申請年度の前年度に左記の状況が発生した場合の取り扱い	左記の状況が発生した年度の翌年度以降の取り扱い
	市内居住	地元就業		
第1号	有	無	<p>地元就業が認められない状況となった日が属する年度（以下「未就業年度」という。）については、市内定着が認められない期間に支払った返済金についても補助対象経費とする。</p>	<p>【補助対象期間の中断】 未就業年度の翌年度において、引き続き左記の状況により市内定着が認められない場合は、4月1日から補助対象期間を中断する。</p> <p>【補助対象期間の再開】 再び市内定着が認められる状況となった場合は、要綱第9条第3項の規定に基づき、報告をおこなわなければならない。 なお、補助対象期間からは、中断した期間を除くものとする。</p> <p>【登録の取消】 補助対象期間の中断は1年間を限度とし、未就業年度の翌年度の3月31日時点において、市内定着が認められない場合は、補助希望者の登録を取り消す。</p>
第2号	無	有	<p>市内居住が認められない状況となった日が属する年度（以下「転出年度」という。）については、市内定着が認められない期間に支払った返済金についても補助対象経費とする。</p>	<p>【補助対象期間の中断】 転出年度の翌年度において、引き続き左記の状況により市内定着が認められない場合は、転出年度の翌年度4月1日から補助対象期間を中断する。</p> <p>【補助対象期間の再開】 再び市内定着が認められる状況となった場合は、要綱第9条第3項の規定に基づき、報告をおこなわなければならない。 なお、補助対象期間からは、中断した期間を除くものとする。</p> <p>【登録の取消】 補助対象期間の中断は2年間を限度とし、転出年度の翌々年度の3月31日時点において、市内定着が認められない場合は、補助希望者の登録を取り消す。</p>
第4号	どちらか、又は両方とも無		<p>市内定着が認められない状況となった日が属する年度（以下「未定着年度」という。）については、市内定着が認められない期間に支払った返済金については補助対象経費としない。 なお、市内定着が認められない期間が3カ月を超えた場合、又は未定着年度の3月31日時点において市内定着が認められない場合は、補助希望者の登録を取り消す。</p>	-

※表中の「有」は市内居住又は地元就業が認められる状況にあること、「無」は市内居住又は地元就業が認められない状況にあることをいう。

※表中に規定する取扱により難い場合、又は第3号及び第5号に該当する場合は、個別に判断するものとする。

